



行政相談シンボルマーク

平成 27 年 3 月 25 日
沖縄行政評価事務所
(所長 おおがしま 大ヶ島 てるお 照夫)

育児休業給付金(延長)支給申請手続の周知方法等の改善 ～仕事と子育ての両立支援のために～

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省沖縄行政評価事務所は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：渡名喜庸安 琉球大学法科大学院教授）に諮り、「育児休業期間延長に伴う給付金の支給要件について、申請者や事業主等が容易に認識できるよう、ハローワーク窓口等での周知方法を改善する必要がある」などの意見を踏まえて、平成 27 年 3 月 25 日、沖縄労働局に対しあっせんしました。

（行政相談要旨）

私は、ハローワークに育児休業給付金の支給対象期間の延長申請をしたところ、「保育所の入所希望日」が1歳の誕生日以前ではなく、翌年4月1日となっているなどとして不支給となった。待機児童が多いためにA市の事情により保育所の入所希望日を翌年度以降に設定せざるを得なかったのに、支給要件を満たしていないというハローワークの決定に納得できない。

1 育児休業給付金支給制度の概要

（詳細は別添資料 1 及び 2 参照）

- 支給対象者：子が1歳になるまでに育児休業を取得した雇用保険の被保険者（一定の事由により延長可）
- 給付額：賃金月額額の 50%（育児休業開始後 6 か月は、給付割合が 67%）を支給
- 延長理由：保育所に保育の申込みを行っているが、子が1歳に達する日の翌日以降保育ができない場合

2 育児休業給付金支給事務の現状

1. 法令上の支給延長事由「保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について当面その実施が行われない場合」の「申込み」について、Aハローワークによれば、原則として「1歳の誕生日を迎える前に行い、かつ1歳の誕生日以前を入所希望として役所に申し込む必要がある」（注）としているが、県内のハローワークで手にすることができる支給申請書、育児休業給付のパンフレット、窓口備付けのチラシ及び沖縄労働局ホームページには上記要件を明示した記載がない。
2. 沖縄労働局によれば、給付金の支給期間延長審査に当たっては、書面による審査を原則としつつ、必要に応じ関係機関等から提出された申請書類の記載事項について聴き取りを行う等、支給の可否を総合的に判断しているとのことである。しかし、相談者は子の1歳の誕生日前にA市に保育所入所の申込みをしているが、「入所希望申出日」が1歳の誕生日後となっていたこと、相談者の入所希望日が子の1歳の誕生日の以前又は以後かについてハローワークが市町村に確認したところ明確な回答を得られなかったことから、支給延長について不支給になったとしている。

(注) 沖縄労働局によれば、県内市町村の多くは子が1歳になる前の保育所入所申込みが可能であるが、渡嘉敷村等一部市町村では1歳の誕生日後でなければ保育所入所申込みができないため、この場合には当該自治体の申込時期に応じた対応を行っているとしている。

3 行政苦情救済推進会議における意見（検討結果）

1. 育児休業延長期間の給付金を支給するか否かの支給申請要件は、申請者が容易に理解できることが必要である。県内のハローワーク窓口等での現在の周知方法では事業主や申請者が原則として「1歳の誕生日を迎える前に保育の申込みを行い、かつ1歳の誕生日以前を入所希望として役所に申し込む必要がある」（前記注）ことを容易に認識することは困難である。
2. 本件のような育児休業給付金の支給期間延長審査においては、必要に応じハローワークが関係機関への照会や事業主・申請者からの聴取を行い、提出書類の内容を補完する等して支給要件に該当するか否かの審査を総合的に行う必要がある。

4 あっせん要旨



1. 現在、政府において仕事と子育ての両立を支援している中、沖縄県は全国と比較してもいわゆる待機児童が多いものとなっている。このようなこともあり、育児休業を延長せざるを得ず、その間の育児休業給付金の支給延長を希望する者は多いと考えられる。
沖縄労働局及び県内ハローワークは、上記の現状を踏まえ、延長期間に係る育児休業給付金の支給申請要件について、申請者、事業主及び各市町村等が容易に認識できるよう、周知方法について所要の改善措置を講ずること。
2. 沖縄労働局は、育児休業給付金について本件事案のように延長支給可能な申請者が不支給とならないよう、県内の各ハローワークに対し、育児休業給付金の延長支給の審査に際し、申請者から提出された書面の「保育所入所申込日」及び「希望保育期間」の日付に矛盾があるなどの場合には、必要に応じハローワークが関係機関及び申請者に照会を行い、提出書類の内容を補完する等、総合的判断を徹底させるよう所要の措置を講ずること。

〈参考〉【行政苦情救済推進会議】

総務省に寄せられた相談のうち、行政の制度及び運営の基本に関するもので、解決が困難なものについては、民間有識者で構成された行政苦情救済推進会議に付議し、その意見を踏まえることにより、国民的立場に立った苦情の救済に努めています。

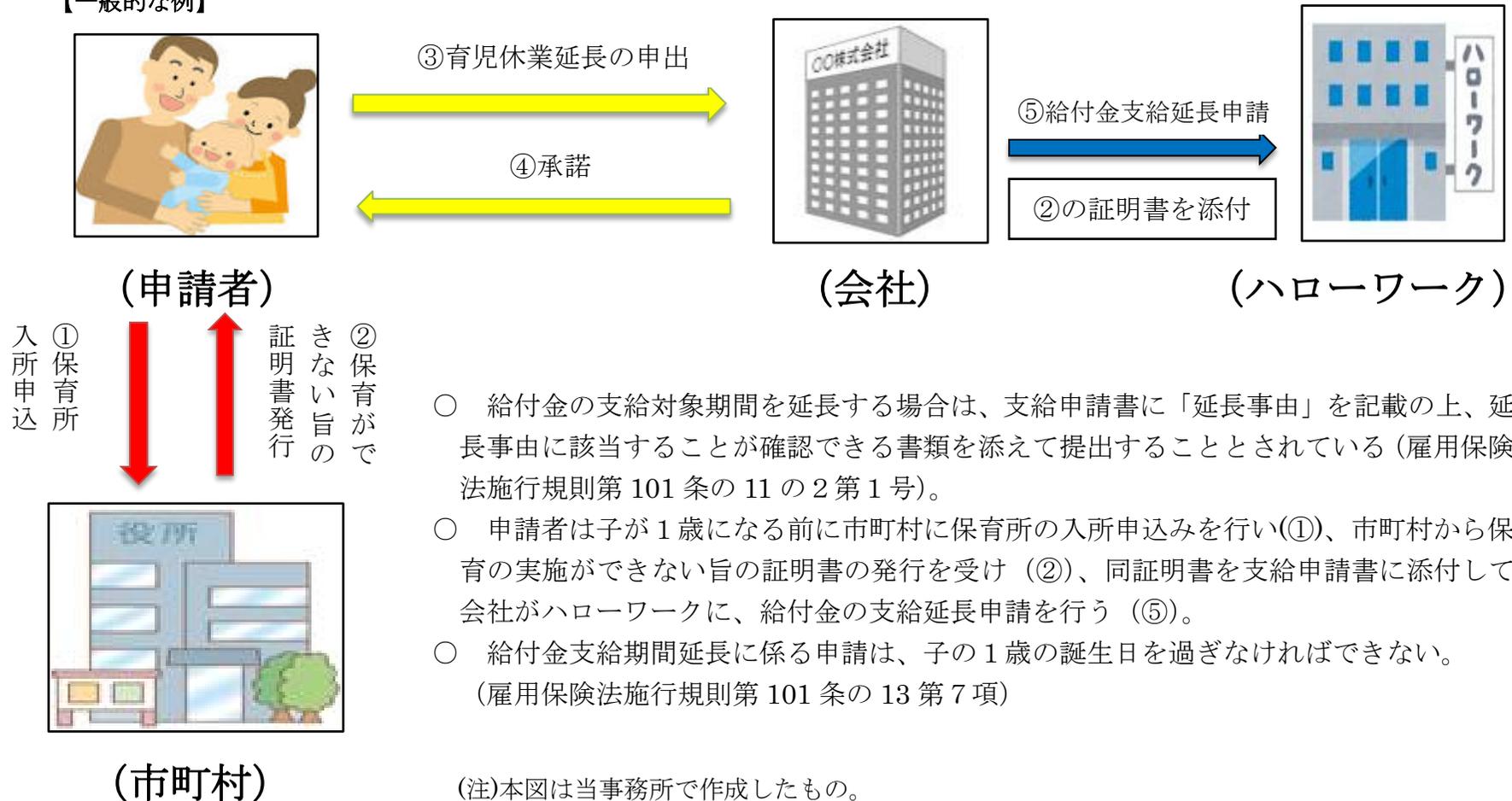
（行政苦情救済推進会議構成員）

渡名喜 庸安（座長）	琉球大学法科大学院教授
玉城 常邦	（株）琉球新報社論説委員長
津波古 重男	沖縄行政相談委員協議会会長
備瀬 ヒロ子	（株）都市科学政策研究所取締役・顧問
宮國 英男	弁護士（元沖縄弁護士会会長）
山城 勝	（社）沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】 総務省 沖縄行政評価事務所
行政相談課長 神里
電話：098-866-0148

育児休業給付金支給期間延長手続の流れ

【一般的な例】



○雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

（育児休業給付金）

第六十一条の四

育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、一歳六か月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

○雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）（抄）

（法第六十一条の四第一項 の厚生労働省令で定める場合）

第一百一条の十一の二

法第六十一条の四第一項 の厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

- 一 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

○雇用保険に関する業務取扱要領（平成 26 年 7 月 22 日以降）

59501－59800 雇用保険給付関係（育児休業給付）

イ 保育所による保育が実施されないこと（抜粋）

59603 (3) 「延長事由及び期間の確認」

保育所とは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所をいうものであり、いわゆる無認可保育施設は含まれないものである。したがって、この要件に該当するためには、市町村に対して保育の申込みを行っており、市町村から子が 1 歳に達する日の翌日において保育が行われない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が 1 歳に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。

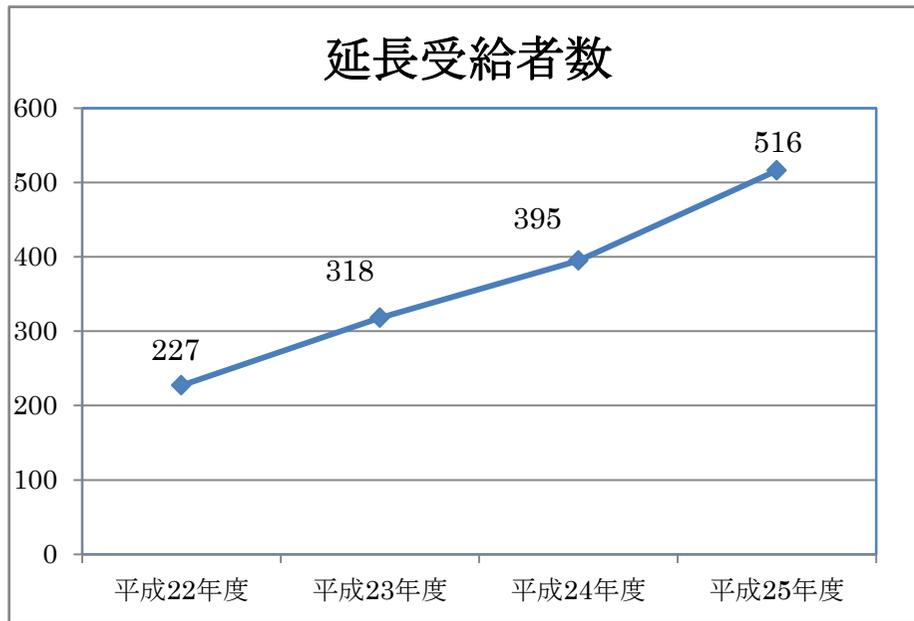
表 1 沖縄県における育児休業給付金受給者数 (単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
初回受給者数 (注)	3,563	3,735	3,990	4,192
延長給付受給者数 (図 1)	227	318	395	516

(注) 1 初回受給者数は、子が 1 歳になるまでに育児休業を取得し、最初の支給単位期間 (2 か月間) について給付金の支給を受けた者の数である。

(注) 2 表 1 は沖縄労働局提供の資料に基づき当事務所で作成したもの。

図 1 沖縄県における受給期間延長給付受給者数の推移 (単位：人)



(注) 図 1 は沖縄労働局提供の資料に基づき当事務所で作成したもの。

表 2 全国で待機児童数の多い都道府県
(平成 26 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

順位	都道府県	待機児童数
1	東京都	8,672
2	沖縄県	2,160
3	千葉県	1,251
4	大阪府	1,124
5	神奈川県	1,079
6	宮城県	978
7	埼玉県	905
8	熊本県	678
9	静岡県	567
10	兵庫県	552

(注) 表 2 は厚生労働省「全国待機児童マップ」を参考に当事務所で作成したもの。

◎相談者の提出書類

支給要件（原則）

①「子の1歳の誕生日より前に入所申込みを行っていること」

②「入所希望日が子の1歳誕生日以前になっていること」

H25年12月4日時点

【入所申込書の写し】

要件①
満たす

①申込年月日
（入所申込みを行った日）
平成25年12月4日
（子の誕生日は12月6日）



【入所申込書の写し】

要件②
満たさず

②希望保育期間
（12月4日時点で入所申込み可能な保育期間のみ記載できる）
平成26年4月1日～

H25年12月18日時点

【保育の実施に関する証明書】

要件①
満たさず

③入所希望申出日
（「希望保育期間」を申出た日）
平成25年12月18日



【保育の実施に関する証明書】

要件②
満たす

④希望保育期間
（申請者が当初子を入所させたか
った日付）
平成25年12月1日～

- ① 相談者は平成25年12月4日にA市に入所申込みを行った。
- ② 申込日である12月4日の時点では年度内の入所申込みは締め切られていたため、申込書の「希望保育期間」欄には「平成26年4月1日」と記載した。
- ③④ 希望保育期間を平成25年12月1日と申し出たのは申請者が2回目にA市の窓口を訪れた平成25年12月18日である。A市としては、「平成25年12月4日時点で申請者が平成25年12月1日からの希望保育期間の申出があったということを確認できない」ため12月18日の日付を記載した。